

茅野市選挙管理委員会告示第38号

選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償及び報酬の最高額（平成6年茅野市選挙管理委員会告示第18号）の一部を次のように改正する。

令和8年6月30日

茅野市選挙管理委員会委員長 荒尾 勝明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄の対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののよう改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正前	改正後
[新設]	<u>公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第197条の2の規定による選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる実費弁償の最高額及び報酬の最高額を、次のとおり定める。</u>
1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額	1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額
(1) 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額	(1) 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
(2) 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額	(2) 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
[新設]	<u>(3) 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額</u>
<u>(3) 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額</u>	<u>(4) 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額</u>
<u>(4) 宿泊料 1夜につき 12,000円</u> (食事料2食分を含む。)	<u>(5) 宿泊料 1夜につき 23,000円</u> (食事料2食分を含む。)
<u>(5) 弁当料 1食につき 1,000円</u>	<u>(6) 弁当料 1食につき 1,500円</u>

(1日につき<u>3,000円</u>) <u>(6)</u> 茶菓料 1日につき <u>500円</u> 2 [略] 3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額 (1) 鉄道賃、船賃 _____ 及び車賃 1 の(1)、(2)及び(3)に掲げる額 (2) 宿泊料(食事料を含まない。) 1 夜につき <u>10,000円</u> 4 <u>選挙運動に従事する者(選挙運動のために使用する事務員及び専ら選挙運動用自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者に限る。)</u> 1人に対し支給することができる報酬の額 (1) 選挙運動のために使用する事務員 1日につき <u>10,000円</u> <u>(2)</u> <u>車上運動員</u> 1日につき <u>15,000円</u>	(1日につき<u>4,500円</u>) <u>(7)</u> 茶菓料 1日につき <u>1,000円</u> 2 [略] 3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額 (1) 鉄道賃、船賃、<u>航空賃</u>及び車賃 1 の(1)から(4)までに掲げる額 (2) 宿泊料(食事料を含まない。) 1 夜につき <u>20,000円</u> 4 <u>選挙運動のために使用する事務員等1人に対し支給することができる報酬の額</u> (1) 選挙運動のために使用する事務員 1日につき <u>15,000円</u> <u>(2)</u> <u>専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記(法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。)のために使用する者</u> 1日につき <u>20,000円</u>
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。	